

中小企業者等物価高騰対応支援事業

～物価高騰の影響に対し、売上、利益確保のための消費喚起や販売促進活動を支援します～

補助対象

事業者自ら行う広告宣伝、消費喚起活動、販路開拓、生産性の向上、新事業・新サービス展開等の事業
(詳細は、裏面の『～こんな事業に使えます～』ご参照ください。)

対象事業者

市内に事業所を構える中小企業者及び農事組合法人、NPO法人等で商工業を営む事業者（ただし、政治、経済、文化、及び宗教団体等に関する一部の事業を除く）

補助金額

補助率：対象経費（税抜額）のうち

↳【市内】事業者との取引によるもの **2/3以内**

↳【市外】事業者との取引によるもの **1/2以内**

金額：① 1事業者での取り組み **上限 20万円**

② 3事業者以上の任意団体での取り組み **上限 70万円**

③ 3事業者以上の既存団体での取り組み **上限 70万円**

※申請は1事業者あたり①～③の取り組み各1回まで
(同一事業での①～③の複数申請は不可)

※既存団体とは1年より以前に規約等で組織された団体

対象経費

- ・謝金（講師、イベント等への芸能団体出演謝金等）
 - ・交通費(講師招へい、展示会等への出展に係る交通費(2人分まで))
 - ・景品等経費（経費割合：補助金額の1/2まで、当日配付限りの地元産品に限る）
※現金、クーポン・複数店舗で使用できる商品券、プレミアム部分の補填に係る経費は対象外
 - ・使用料、委託料、改修費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等
 - ・改修費、備品費については生産性向上、新事業・新サービス展開事業に限る
- ※事業例として裏面の～こんな事業が対象です～をご覧ください
事業につきましては事前に相談窓口まで相談ください

申請につきましては、事前に相談窓口までご相談下さい

事業実施期間 令和8年1月30日まで

（予算がなくなり次第受付終了）



事業詳細・様式データについては市のホームページをご覧ください→

<https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/sangyou/syoukou/kigyau/bukkakoutou2025.html>

事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までご連絡ください。



■相談窓口 ・雲南市役所 商工振興課[4階] TEL 0854-40-1052
・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

～こんな事業が対象です～

広告宣伝、消費喚起活動、販路開拓

○飲食、物販、展示会等販促イベントに係る経費

例：市内そば店が中心となって新そばイベント

市内建設業、電気店が中心となって住宅展示、設備展示会

○イベント等に係る販促チラシ作成、新聞折込等

例：市内小売店が合同で行う大売出しイベントのPR

（曜日ごとに毎週実施している等の定例のチラシについては対象外）

○展示会、商談会出展

例：新規顧客獲得のための大型展示会、商談会への参加交通費（2名分）、PRパンフ作成

○ICTを活用した販売促進等

例：ホームページ、ECサイトの構築や、ICTを活用した販売促進、販路拡大

成果例：事業実施による売上収入の増加、来場客数の増加、商談件数の増加

商談による新規顧客数の増、WEBによる新規顧客数・売上げの増

省力化・生産性向上

○自動化、省力化設備導入による生産性の向上

例：自動パッケージマシンの導入により出荷数量が増加した

限られた人員で対応できなかった製品が省力化設備の導入により対応できるようになった

○製造機械の導入による生産性の向上

例：今まで手作りで生産していた製品を製造機器で製造することにより出荷数量が増加した

成果例：製造数量の増加、設備導入による取引額の増加、新製品の取引による売上向上

新事業・新サービス展開

○売上、収益向上に向けた飲食・宿泊業によるワーケーション、コワーキングサービスの導入

○製造業による飲食サービス業の展開による収益向上

○新事業導入に向けた専門家派遣の受け入れ、メニュー写真撮影、パンフレット作成等

成果例：新事業の導入により既存事業に加え、取引額の増加、売上向上

※既存設備の単純な更新については対象外（看板架け替え、老朽化に伴う設備更新等）

※汎用性の高い備品等は対象外（車両、パソコン等）

－その他の事業については相談窓口までご相談ください－

必要書類

申請時

・交付申請書（事業計画、効果目標）

・対象経費のわかる書類（見積書等の写し）

・団体構成関係書類（構成事業者一覧、既存団体の場合は規約、通帳等の写し）

事業詳細・様式データについては市のホームページをご覧ください→



実績報告時

・実績報告書（事業報告、効果目標に対する実績及び見込）

・事業の詳細がわかる書類（請求書、領収書等の証拠書類の写し）

・実施状況がわかる写真（事業実施中の写真、備品等の写真）

事業の流れ

事前
相談

資料
準備

申請
提出

交付
決定

事業
実施

事業
精算

実績
報告

交付
確定

交付

本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052

〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 4階